

（別紙）

平成 19 年（ネ）第 185 号損害賠償等控訴事件

（原審：東京地方裁判所平成 18 年（ワ）第 7583 号損害賠償等請求事件）

尋 問 事 項 （証人（医師 T 氏名））

- 1 被控訴人 A 及び B による、以下の 2 つの主張が真実かどうか。
 - (1) 「（平成 17 年 3 月 18 日、）改めて（医師 T クリニック名）を（被控訴人 A 及び B）が訪れ、（医師 T）から話を聞き、診断書のコピーを受け取った。そのうえで、『本人は心の病だからとはっきり言って治療を受けるように説得するように。今は妄想だけれども、幻聴が聞こえるようになってからでは遅いことが多いので、1 日でも早く。』と言われた。」
 - (2) 「（医師 T クリニック名）に再度相談したところ、入院を勧められ、候補として相被告の（H 病院）を紹介された。また『病院までは警備会社に依頼して連れて行ってもらいなさい。』と言われて東京都豊島区池袋本町（警備有限会社住所）コーポ 203 号室の（警備有限会社名）を紹介され、手はずについてはそちらと話し合うように言われた。」
- 2 上記アドバイスが事実であれば、
 - (1) 原審準備書面(1)で示した移送に関する各規範を知っていたか。
 - (2) 原審準備書面(1)で示した各規範を無視した移送をアドバイスした理由はなにか。
 - (3) 他の医療機関ではなく、（H 病院）を紹介した理由は何か。
 - (4) 各種規範に即した措置ではなく、（警備有限会社名）を紹介した理由は何か。
- 3 紹介状を送付する前に、控訴人に対し、（被控訴人 A）や EAP 社（報告者 T）らによる報告内容につき、事実確認を行ったか。

- 4 昼夜を問わず、マンションの窓，壁，洗濯機などが叩かれる，住居侵入及び車両侵入の痕跡が連日残される，脅迫言動が行われる，といった客観的証拠の存在する訴えは，医療のみにより解決すべき，また，解決できる問題か。
- 5 甲 24 号証等で示した行為等が連日行われる日常が，社会生活を平穩に過ごせる日常といえるか。
- 6 紹介状を送付する前に，控訴人に対し，控訴人の訴えの具体的内容や控訴人の示した訴外生活妨害行為等の客観的記録等について確認を行ったか。
- 7 控訴人は，（医師 T）に対し，不眠，食欲不振等の不調を訴えていたか。
- 8 控訴人は，（医師 T）に対し，精神的ストレスを訴えていたか。
- 9 本人に対し第三者による報告内容等の事情を明らかにせず，具体的事項につき事実確認を行わないまま，第三者による報告内容から妄想状態と断定することは，医師の判断として相当であるか。
- 10 （医師 T）が，控訴人に対し行ったいっさいの措置が，可能な問診や検討を十分に尽くした，他に方法の無い最低限必要な措置であったといえるか。
- 11 甲 9，2 の(1)の会話から，妄想状態と断定できた根拠はなにか。
- 12 甲 9，2 の(1)の会話から，治療が必要と断定できた根拠はなにか。
- 13 紹介状は，入院を前提として書いたか。
- 14 各種規範に違反し，各種規範から期待される十分な問診や確認が行われず，事情も明らかにされず，有形力をもって拉致され連行された控訴人が，自ら診察に訪れたといえるか。
- 15 その他，これらに関連する一切の事項。

以 上